



新宿区で生活している外国籍のみなさまへ

犬の飼い方・猫の飼い方



日本で犬や猫を飼う場合、様々なルールがあります。以下の内容を確認し、ルールを守ってください。

犬の場合

犬を飼ったら・・・登録をします（AかBいずれかの方法で登録）

A マイクロチップが入っている

- スマートフォンで登録します
¥400
- 日本のマイクロチップのみ
対象



環境省
登録サイト

B マイクロチップが入っていない

- 新宿区保健所で登録をします
¥3,000
- 鑑札を貰う
（首輪につけます）



※ 新宿区から他の地域へ引っ越ししたら、引っ越し先で手続きします。

犬の飼い方 ⇒ 日常生活でのルール

1年 に1回 1. 動物病院で狂犬病 予防注射を犬に打つ 	2. 新宿区保健所に行く （犬は連れて行かない） 持っていくもの □ 病院発行の注射済証 □ ¥550	3. 注射済票を貰う ¥550 首輪に つけます 
毎日 - フンは家にもちかえる - おしっこは 水で流す 	・ 放し飼い禁止 	・ 鳴いたまま放置しない ・ しつけをする 

お散歩の時は

注射済票を首輪につける

リードにつなぐ

フンを持ち帰る袋とおしっこ
を流す水を持っていく



猫の場合

猫を飼ったら・・・登録は必要ありません。

猫の飼い方 ⇒ 日常生活でのルール

毎日 1. 家の中で飼います 	2. 首輪に名札をつけたり、 動物病院で マイクロチップを 装着します 	3. 繁殖力が強いので、 子猫を望まない場合は 不妊去勢手術を しておきます 
--	--	---



問合せ

ペット・狂犬病注射等について
新宿区保健所 衛生課管理係（新宿区新宿5-18-21）



03-5273-3148